# 平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

事 業 コード 21201201

【1枚目】

000000000

<del>事務事業名</del> 無澤中国民保護協議会開催事務	部 名 等	企画総務部		して傾	「やかにくらせる	まち	会計談当なし		
予 算 書 の 事 業 名 1. 防災一般管理費	課名等	地域協働課	政 策 名 第1節 生命	と財産	を守る安全・安	心なくらしの	款 該当なし		
事業期間 開始年度 平成18年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係名等	地域振興・防災		5災体制の整備			項 該当なし		
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	中山 明夫	区 分住民保護・防	災体制	」(計画推進)		目 該当なし		
	電話番号	0765-23-107	基本事業名 国民保護計画	iの策定	2と推進				
◆事業目的・概要 (どのような事業か)					実	績		計画	
平成16年9月、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)が施行された。この び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小限になることなどを目的としており、地 の作成、②国民保護協議会の設置、③研修及び訓練の実施、④消防団・自主防災組織の育成支援など、また事態が生じ 住民の誘導、などが挙げられる。	也方公共団体に求め	られる役割として	、平素においては①国民保護計画	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 市民			コ(外国人登録含む)	人	46, 036	45, 562	45, 000	44, 500	44, 000
対象		対 象 指 ②		人					
		缥 3							
<平成21年度の主な活動内容> 国民保護に関する情報を収集する。 国民保護協議会の開催はなし。		① <b>魚津市</b> 活 動 ② 指	国民保護協議会の開催数	□	0	C	1	1	1
段 * 平成22年度の変更点 魚津市国民保護協議会の開催 魚津市国民保護計画の改訂		指標。							
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 市長の諮問に応じて国民の保護のための措置に関する十条事項を審議し、意見を述べることにより、国民の保護 意図	を図る。		国民保護計画の内容を理解している 割合(市民アンケート)	%	0. 20	0. 20	1.00	5. 00	10. 00
∠ <施策の目指すすがた>		↑成果指標が現	段階で取得できていない場合、その国	取得方	法を記入				
<mark>の</mark> 武力攻撃災害時において、国民を保護し、安全を守る。 結 果									
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)	- D45-0-0-1		財	千円)	0		0	0	0
大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロ組織の活動など、外部からの新たな脅威が問題視されるようになり、 おける我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全に関する法律」が成立した。さらに平成16年9月には国民保護法が別			10%	千円)	0	0		0	0
様に、武力攻撃事態等に対する地方公共団体自らの取り組みが求められることとなった。			訳	千円)	0		0	0	0
			1-7 78 9 7 8 1	千円)	0	0		90	90
A PROPERTY OF THE PROPERTY OF	10)			千円)	0			90	90
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な 東京21年4月5日の北朝鮮による選挙されて40分割実験が担力で国際テロ組織の活動など、国際情勢は退済上して		ナンエンサンロムジがある士		(人)	0	2	_	2	2
<ul><li>平成21年4月5日の北朝鮮による弾道ミサイルの発射実験や相次ぐ国際テロ組織の活動など、国際情勢は混沌としてしている。</li></ul>	このツ、ア町を計さ	<b>ひい仏がが離れ</b>		時間)	0	80		400	400
				千円)	0	336		1, 682	1, 682
				千円)	0	336		1, 772	1, 772
			12 17 7 11 21 7 11	円@時間)	4, 205	4, 205		4, 205	4, 205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入) 防災に対する意見や関心は多いが、武力攻撃事態に備えるといことに関しては少ない。			全市	町村に		計画の作成が求る	<mark>由の記入欄)</mark> められていたもので 画とほぼ同様の計画		度において朝

01020100

政策体系上の位置付け

212011

予算科目

コード3

## 【日的巫当性の誣価】

【日的女司注》2时间】
1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大 国民保護協議会を開催し、国民保護計画を改訂することにより、有事の際に対する対応力の強化につながり、份 さは では、 で は で は で は で は で は で は で は で は で
直結度中間
直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当
<ul><li>民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当</li></ul>
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
<ul><li>○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当</li></ul>
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条
根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
なし <mark>説</mark> 調
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。 (市民の安全を守る点では共通しているが、「防災は市が主体」、「国民保護は国が主体」の意味で大きく事業内容が異なる。)
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
事業費は、委員報酬であり、削減の余地はない。
なし 説明
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
国民保護計画の改訂には、長期間を要するため、人員の削減はできない。
なし 説 記
l de la
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
本市が行うものであり、特定受益者はいない。
<del>し</del> - 負担なし   <sub>説</sub>
適正化の余地なし
a decorate tata o late (Hathert List) Aleas better a commit
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 法律より、他市においても同じように実施される。
<ul><li>● 平均</li><li>説明</li></ul>
○低い

### 【必要性の評価】

	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている

# ★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1)	評価結果の総括		
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

今後の事務事業の	方向性			
● 現状のまま	(又は計画どま	3り)継続実施		年度
○ 終了	○ 廃止	〇 休止	1	
○ 他の事務事業	業と統合又は連	<b>連携</b>		

○ 目的見直し

○ 事務事業のやり方改善

★改革	車・改善案 (	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		・必要に応じ協議会を開催し、国民保護計画を見直す。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
, 定 時		・必要に応じ協議会を開催し、国民保護計画を見直す。	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
継続して実施していく。 市長の諮問に応じ協議会を開催し、国民保護計画を見直す。 新たな事務事業名をつけながら、「防災」と同様に避難等の市民周知を図っていく必要がある。	二次評価の要否
	不要